

# NDC提出を契機とした我が国の更なる削減努力の追求について

NDC提出を契機として、「地球温暖化対策計画」の見直しに着手する。また、その後の削減目標の検討は、エネルギーミックスの改定と統合的に、**更なる野心的な削減努力を反映した意欲的な数値を目指し**、次回のパリ協定上の5年ごとの提出期限を待つことなく実施する。

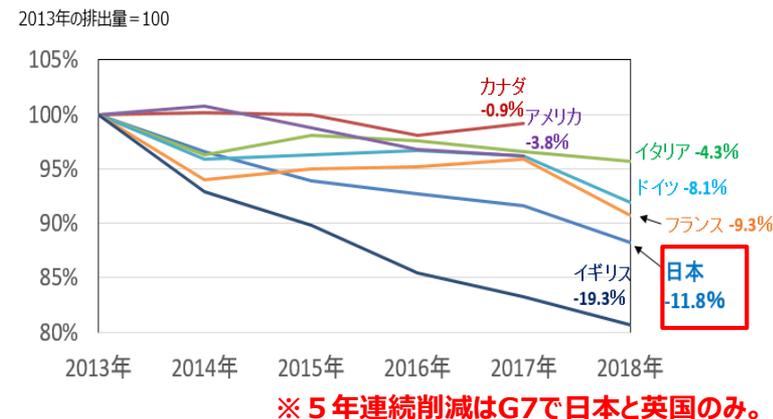
## 概要

- 2030年度26%削減目標を**確実に達成**することを目指すことを確認するとともに、**この水準にとどまることなく更なる削減努力を追求**していく方針を新たに表明
- これに基づき、「地球温暖化対策計画」の見直しに着手 → 計画見直し後に追加情報を国連へ提出予定
- その後の削減目標の検討は、エネルギーミックスの改定と統合的に、**更なる野心的な削減努力を反映した意欲的な数値**を目指す → パリ協定の5年ごとの期限を待つことなく実施

## <行動と実績のアップデート>

- 我が国は、目標達成のための行動計画として「地球温暖化対策計画」を策定し、**毎年度フォローアップ**を実施
- 2014年度以来**5年連続で温室効果ガス排出を削減**し、**2013年度から約12%削減** ※いずれも2018年度速報値ベース
- 2019年に“**脱炭素社会**”の実現を目指す「**パリ協定長期成長戦略**」を策定  
→非連続なイノベーションの実現を通じて**2050年にできるだけ近い時期**に実現できるよう努力

(参考)図. G7の2013年以降のGHG排出量の推移



## 今後のスケジュール (予定)

- 速やかに**地球温暖化対策計画の見直し**の議論を進め、中長期に向けた**対策・施策を具体化・深化**

## (参考) NDCの提出の背景

### ○パリ協定(2015年COP21で採択)

- ・ 締約国は、削減目標等である「国が決定する貢献（NDC：Nationally Determined Contribution）」を作成・通報・維持しなければならない（第4条2）
- ・ NDCについては、①締約国は5年ごとの通報義務があり（第4条9）、また②締約国はその野心の水準を高めるためにいつでも調整することができる（第4条11）

### ○約束草案（INDC）

- ・ 締約国は、パリ協定が採択されたCOP21（2015年）に先だって、削減目標等の約束草案（INDC:Intended Nationally Determined Contribution）を提出済み。
- ・ 我が国は、2015年7月に2030年度26%削減目標（2013年度比）を掲げた約束草案を国連へ提出。
- ・ この約束草案が、我が国のパリ協定締結に伴って日本のNDCと位置付けられた。

### ○COP21決定1

- ・ パリ協定の2020年からの運用開始に当たり、締約国は2020年までに改めてNDCを通報又は更新することとなっている。（パラ24）
- ・ また、それをCOPの9～12ヶ月前に条約事務局へ提出することが求められている。（パラ25）  
※ 2020年のCOPは11月に英国で開催予定